

Visions LOUNGE 学生団体会員規約

株式会社パラドックス（以下「当社」という）は、当社が運営するレンタルスペース（以下「当スペース」という）の学生団体による利用にあたり、以下の通り団体会員規約（以下「本規約」という）を定めます。

第1条（学生団体登録）

1. 当スペースを利用するお客様（以下「会員」という）のうち、学生団体としての利用を希望する者は、学生団体登録（以下「団体会員」という）の申込みを行うことができます。
2. 団体会員は、学生の代表者が申込みを行い、以下の基準に則り、当社が登録資格を満たしていると判断した団体にのみ承認をします。
 - (1) 非営利団体であること
 - (2) 当スペースの目的を理解し、運営に協力的であること
 - (3) 当スペースにおいて開催されるイベントやプログラムに積極的に参加すること
 - (4) 月1回学生団体の代表会合に参加すること
3. 団体会員の登録の申込みを行った時点で、団体の構成員全員が本規約の内容に同意したものとみなします。
4. 前三項の規定にかかわらず、団体会員の構成員が当スペースを利用する際には、別途個人の会員登録も行うものとします。
5. 当社の基準により判断した結果、相応しくないと判断した場合には、団体会員の申込みをお断りする場合があります。

第2条（会員登録の変更）

団体会員の代表者は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに Web の所定のサイトから変更の届け出をするものとします。

第3条（会員資格の喪失）

団体会員の登録後であっても、以下のいずれかの事由に該当することが明らかになった場合には、団体会員の資格を取り消すことができることとします。

- (1) 第1条2項の登録資格基準を満たしていないと当社が判断した場合
- (2) 当社に提供された登録情報の全部または一部に虚偽、重要な誤記、記載もれがあった場合
- (3) 手段の如何にかかわらず、当スペースの運用を妨害した場合
- (4) その他当社が団体会員の登録を適当でないと判断した場合

第4条（当スペースの優待貸出）

1. 団体会員は、本規約及び当社が別途定める規則等に従い、当スペースの利用に関し、優待貸出のサービスを利用することができます。
2. 優待サービスの内容は変更することがあります。また、事前通知をした上で、優待サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。
3. 当社が管理運営上必要と認めた場合には、当スペース内の施設の全部または一部の利用を制限することがあります。

第5条（本規約の変更）

当社は、事前に通知することなく、本規約の全部または一部をその裁量によって変更することができるものとします。変更の内容については、Web サイト上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

第6条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約は日本法を準拠法とし、本規約の解釈に関し訴訟の必要性が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。